## 中小事業所向け VOC 処理技術 実証試験要領の見直し方向性について

VOC19-4 資料3

- 本分野の手数料徴収体制における実証試験のあり方を踏まえ、前回WG会合において実証試験要領の見直し方向性について議論を行った。
- 本WG会合での指摘事項等を踏まえ、下表に実証試験要領の見直し方向性(案)を整理する。
- なお、最終的には平成20年度に選定される実証運営機関によって新たな実証試験要領が策定される予定である。

主な意見・指摘	実証試験要領 見直しの方向性(案)	試験要領 対応箇所
<ul><li>① 手数料額の事前納付について</li><li>・ ベンチャー企業等、資金力の小さい環境技術開発者では、 実証後の納付としてしまうと手数料額を回収できなくなってしまうことがある。手数料の納付は実証試験前とすべきである。また、実証試験計画の変更による手数料額の変更に際しては分納もできるようにすべきである。</li></ul>	<ul> <li>・ 手数料徴収に関する項目を追加すると共に、手数料の納付は実証試験実施前とすることを記載する(環境技術実証モデル事業実施要領においては、原則として実証前の納付を規定している)。</li> <li>・ 実証試験中における実証項目の追加等がある場合は追加の手数料納付があることを記載する。</li> <li>・ 手数料徴収及び納付の流れがわかる図を挿入する。</li> </ul>	p.25~28 手数料、実証試験 の変更又は中止 について
② 回収方式技術に関する強調について  ・ 自主的なVOC排出削減の取り組みを促進させるためには、コスト的なメリットを期待できる回収方式の技術を可能な限り強調すべきである。	・ 従来「除去・分離方式」の一部として定義されていた「回収方式」別途定義する。	p.4 実証試験要領中 の用語定義
	・ 追加実証項目(後述)の一項目として「VOC回収効果」に関する項目を設ける。	p11、p19 追加実証項目
	・ 実証試験結果報告書(概要版)では、技術ユーザーに対する強調として実証対象技術の処理方式(回収方式など)を強調して表記できるようにする。	p45 実証試験結果報 告書(概要フォー ム)
③ 主目的となる実証項目とそれ以外の実証項目に関する整理について  ・ 設定すべき実証項目の判断が難しくなるので、最低限必要な実証項目を「VOC濃度」と「処理率」にして、他は全て判断によって適宜追加できるようにすべきである。  ・ 手数料が増えても環境技術開発者の希望がある実証項目については追加できるようにすべきである。  ・ 安全性等の観点からチェックすべき実証項目も残しておくべきである。	・ 従来「実証項目」および「監視項目」として定義されているもののうち、VOC 処理性能等、全技術に共通的なものを「共通実証項目」とする。そのほか、環境 負荷影響、消費資源、実証対象機器の適正な維持管理に要する労力などに関する 実証項目を「追加実証項目」とする。	p.4 実証試験要領中 の用語定義
	<ul> <li>従来「実証項目」および「監視項目」とされていたものを「共通実証項目」および「追加実証項目」として再整理する。</li> <li>環境技術開発者から追加の希望のあるもの、安全性等の観点からチェックすべきものついては、適宜、「追加実証項目」として設定できる旨を追記する。</li> </ul>	p10-13 実証項目の設定 p18-20 実証項目の測定 方法

主な意見・指摘	実証試験要領 見直しの方向性(案)	試験要領 対応箇所
<ul> <li>事請時情報の活用について</li> <li>手数料削減の観点から実証項目を減らすのは良いが、読者に対して提供できる情報が減少するのは避けたい。申請時の情報で提供できるものがあれば補足情報として記載できるようにすべきである。</li> <li>実証しない情報を増やすのは良いものの、客観的に実証した部分とそうではない部分との違いを明確にすべきである。</li> </ul>	<ul> <li>実証申請時の実測データのうち、技術ユーザーに対して有益な情報となり得る場合は、実証機関と環境技術開発者と協議の上、実証試験結果報告書に記載できる旨を追記する。</li> <li>従来、非実証データとしての取り扱いだった「VOC マテリアルフロー」および製品データやコスト情報、その他メーカーからの提供情報等と併せて「参考情報」として再整理する。</li> <li>客観的な実証で確認されたデータではないことを注意喚起する文言を適宜追加する。</li> </ul>	p13·14 参考情報の整理 p21·22 実証試験結果報 告書 p43 実証試験計画 p47 実証試験結果報 告書(概要フォーム)
<ul><li>⑤ 手数料額の決定に関する環境技術開発者の関与について</li><li>・ 手数料額の決定に際して、環境技術開発者と実証機関との間で議論の機会があることを手数料徴収の流れの中でわかるようにすべきである。</li></ul>	・ 手数料徴収及び納付の流れがわかる図を挿入する。	p26 手数料

(注)その他手数料徴収体制の移行に伴い、追加が必須となる「手数料」等に関する項目については、他分野における実証試験要領と同様の内容であるため、ここでは記載省略。

(以上)